

文化庁の京都移転について

令和2年1月23日(木)
政府関係機関移転に関する有識者懇談会(第3回)



平成28年3月

「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）

【抜粋】

外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

このため、抜本的な組織見直し、・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。

平成28年11月

「文化芸術立国の実現を加速する文化政策～「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言～（答申）」（文化審議会）

【要旨】

- 文化政策の対象を幅広く捉える
 - ・食文化など生活文化の一層の振興
- 文化活動の基盤を整える
 - ・あらゆる世代において、文化芸術教育・体験機会を充実
- 文化政策の形成機能・推進体制の強化
 - ・様々な関連分野との連携による文化庁の政策総合推進体制の整備
 - ・文化芸術政策の効果的な立案・実施・検証の観点からの基本計画の策定

平成29年4月

文化庁地域文化創生本部の設置（先行移転）

平成29年6月

文化芸術基本法の成立

平成30年6月

文部科学省設置法の改正

※付帯決議【抜粋】

文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること

平成30年10月

新・文化庁のスタート

令和元年6月

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）

【抜粋】

中央省庁の地方移転について、文化庁については、引き続き、遅くとも2021年度中を目指すとする京都への本格的な移転に向け機能強化を図るとともに、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進める。

移転シミュレーションについて

移転後も外交関係や国会対応の業務，政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できるよう、各種業務について移転後を見据えたシミュレーションを実施

■平成29年4月（地域文化創生本部設置）～

- ・ テレビ会議を使用した庁議の開催
- ・ 文化審議会の京都での開催
- ・ 省内の会議や打ち合わせにテレビ会議を通じて参加

▼庁議



▼京都出張中の馳大臣と、東京の石破大臣との会談



■平成30年10月（新組織スタート）～

- ・ 移転予定課（政策課等）による国会閉会中の京都執務シミュレーションの実施
- ・ テレビ会議を活用した省内幹部（大臣等）への説明
- ・ 他省庁とのテレビ会議による打合せの実施
- ・ 都道府県向け説明会の東京・京都の二元開催

▼京都における連絡業務の実施



▼都道府県等文化行政主管部課長会議



■令和元年10月～

- ・ 「移転シミュレーション計画」に基づく移転予定課の臨時国会会期中の京都執務シミュレーションの実施（後述）

R元年 文化庁京都移転シミュレーション①

「京都移転シミュレーション実施計画（令和元年9月27日文化庁移転協議会）」に基づき、国会会期中（令和元年10～11月）に、京都担当次長、移転予定の部署（政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課）の課長及び一部の職員が、地域文化創生本部（京都）において通常業務を遂行

▼実際に京都（地域文化創生本部）において執務



▼東京に残る職員は通常執務室ではない別室を京都に見立てて執務



以下の業務について、テレビ会議等の機器を活用し遠隔から試行。

今後、東京出張が必要となる案件や東京リエゾン業務にゆだねる案件を精査する等、分離組織において業務を遂行する上での課題とその対応策について検証し、国会報告を行う予定。

- ① 国会議員への説明
- ② 政党の会議への参加
- ③ 国会対応
- ④ 庁内外（庁内他部署、他省庁、自治体、団体等）とのやりとり
- ⑤ 予算に係る業務
- ⑥ 人事・総務に係る業務
- ⑦ 報道対応

R元年 文化庁京都移転シミュレーション②

▼東京で開催する会議へ、京都からテレビ会議で参加



▼記者レクの遠隔実施(東京:文科省記者クラブ、京都:説明者)



▼東京の国会議員に京都の職員がテレビ会議を通じて説明



▼党の会議にテレビ会議を通じて出席



移転を見据えた業務改善

テレビ会議システムの活用

テレビ会議等を活用し、コミュニケーションの円滑化、出張旅費・移動時間の効率化を図る



▲政務への説明



▲政策課（東京）と文化地域創生本部（京都）との常時接続

不要文書的大幅削減・ペーパーレスの推進

組織改編のレイアウト変更時に不要文書的大幅な削減に取り組むとともに、会議や幹部説明の際のペーパーレスを推進。



Before



After

先進オフィスの見学

先進的な民間オフィス等を視察した上で、庁内ワークショップを実施し、職員間で「場所を選ばない働き方」について議論。新庁舎のレイアウト案に反映



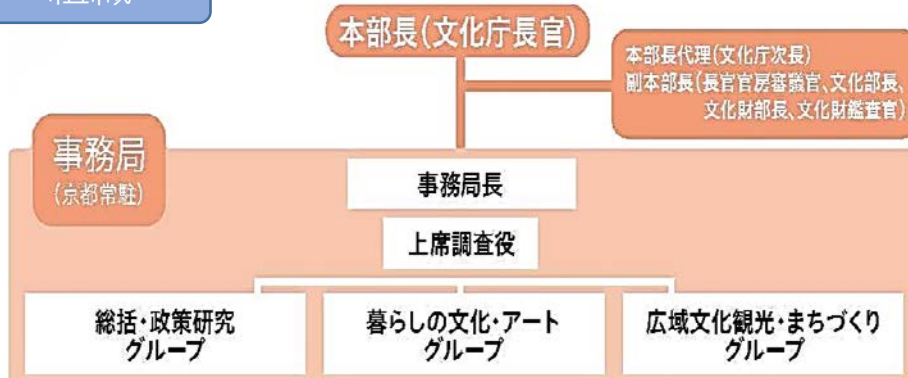
▲総務省行政管理局



▲先進事例見学後、執務環境方針策定のための職員ワークショップ

地域文化創生本部の成果

組織



【設置時期】 平成29年 4 月

【庁舎の場所】 京都市東山区東大路通松原上る 3 丁目
毘沙門町43-3 (京都市上下水道局旧東山営業所)

【事務局員数】 43名 (平成31年 4 月現在)

構成：文部科学省・文化庁 17 (文化財・芸術文化調査官含む)，
外務省 1，厚生労働省 1，農林水産省 1，国土交通省 1，
地方公共団体 17 (京都府，京都市，関西広域連合 (滋賀県，
奈良県，和歌山県，兵庫県，堺市，神戸市)，札幌市)，
企業・経済団体 4 (㈱淡交社，㈱JTB，凸版印刷㈱，
京都商工会議所)
大学事務職員 1 (京都大学)，大学等研究者 2，事務補佐員 4

これまでの主な活動



文化財保存活用
地域計画研修会



日本の食文化フォーラム



全国高校生伝統文化
フェスティバル

このほか

- 障害者文化芸術活動推進基本計画の策定 (H31.3.29) (厚生労働省との共同)
- 伝統文化親子教室 (地域展開型) の創設
- 多言語対応やユニークベニューに係る全国の地方自治体職員を対象としたハンドブックを作成
- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査
- 大学コンソーシアム京都との連携協定 (H31.3)
- 京都移転のPR活動、メディア取材対応 等々

地域との連携の推進

- 京都府・市をはじめ関西を中心とした自治体と日常的に意見交換を実施しており、新たな文化政策の企画立案等に向けて地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力

例) 伝統文化親子教室事業に、地方自治体主催の体験事業を支援する「地域展開型」を創設 (H30～)

- 地域文化創生本部には、京都府・市など関西圏の地方自治体、産業界、大学等から派遣された職員が多いことを活かして、地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握、全国の文化芸術の振興の施策に反映
- 地域の文化芸術活動の振興、文化庁の京都移転・地域文化創生本部に対する認知度の向上、地元を中心とする関係者・機関とのネットワーク構築の推進を背景に、自治体、経済団体、大学、文化芸術関係団体の実施する会議、行事等への職員の参加が増加
- ICOM京都大会の準備・実施に当たり、地の利を生かし地域文化創生本部が協力、成功裏に終了

等々